

坂出市公害防止条例施行規則 別表第4 (第3条・第4条関係)

粉じんに係る指定施設および構造基準

番号	施設名	構造基準
1	集じん装置 (遠心力を利用した機械式集じん装置に限る。)	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 粉じんが飛散しないような構造物を有すること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	堆積場 (鉱物 (コークスを含む。) 土石の堆積場で面積が 500 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のものに限る。)	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に収納されていること。 (2) 散水設備によって散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	金属加工用ブラスト (サンドブラスト, 砂吹付を含む。)	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 密閉構造またはこれに準じた粉じん飛散防止の措置が講じられていること。 (3) 集じん装置またはこれと同等以上の効果を有する装置が設置されていること。
4	打綿機および混打綿機	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フードおよび集じん機が設置されていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。